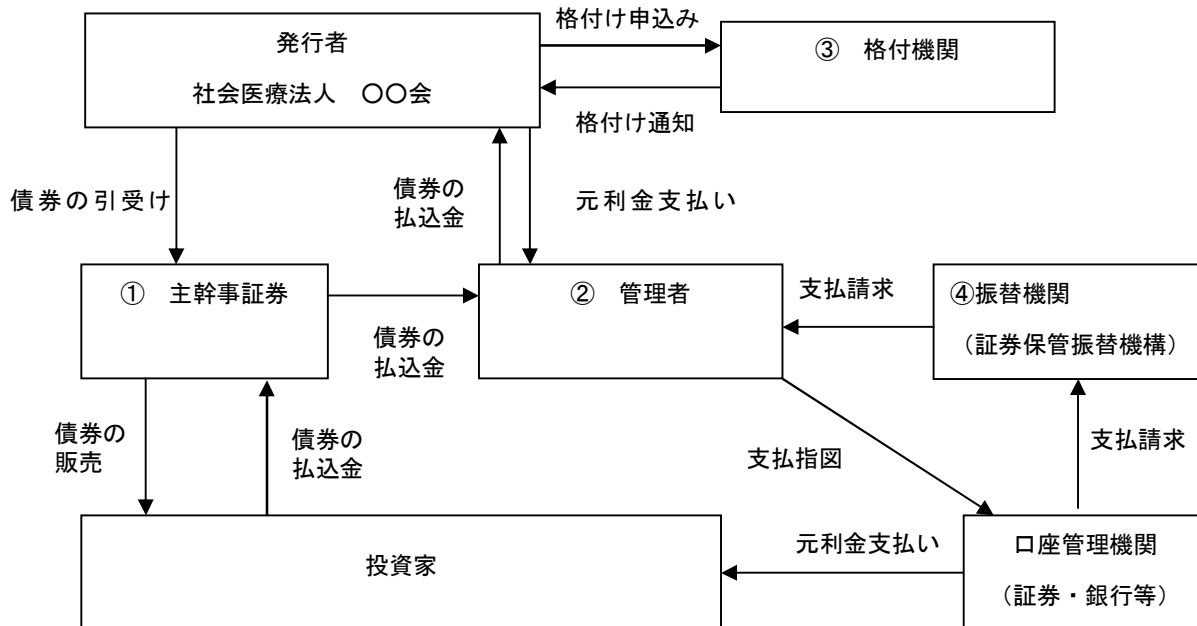


## イ. 公募の社会医療法人債の関係者

次の【図表3】は、一般投資家向けの公募の社会医療法人債を発行する場合の関係者を記載したものである。発行者である社会医療法人は、社会医療法人の内部手続きと併せて、これらの様々な関係者と債券発行に関する交渉を円滑に実施する必要がある。

【図表3】 公募の社会医療法人債の関係者の相関図



関係者の主な役割：

- ①主幹事証券：債券発行に伴う諸手続きや債券の販売等の運営全般をコントロールする。
- ②管理者：債券の発行に関する事務や債券名義の管理などの円滑な事務全般を行う。
- ③格付機関：債券格付けを付与する（債券発行上の義務ではないが、公募債の場合、一般的に必須であるので、関係者に加えた）。
- ④振替機関：債券等の振替を行う機関<sup>8</sup>（現在は証券保管振替機構の1社である）。

関係者に関して、説明書には以下のような記載内容が必要となるであろう。

<sup>8</sup>一般的には「ほふり」と呼ばれ、振替機関を利用することにより社会医療法人債債券の券面発行等が不要となる。